

社会保険労務士 会報あおもり

発行 青森県社会保険労務士会 青森市安方2丁目9番20号 室津ビル2F TEL 017(773)5179 FAX 017(775)1428 編集 広報委員会

青森県社会保険労務士会

会長 佐々木孝典



全国社会保険労務士会連合会

会長 大槻 哲也

新年にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年は国内的に、風水害、中越地震等災害が発生し、経済的、社会的にも不安要素が多い年がありました。

本年は明るい建設的な良い年でありたいと念ずると共に、私達、社会保険労務士は倫理綱領を守り、働く人々のため、又事業経営者に対する、相談、指導について正しい知識を持って邁進する年でありたいと思うのです。

社会保険労務士法制定以来現在まで、昭和56年、61年、平成5年、10年、14年に改正され、社会的地位の向上がされました。法改正については政治連盟が活動した為であり今後とも一緒に活動する必要があると思います。

S R 経営労務センターは、私達社労士会指導のもと結成された団体であり、その目的は説明する必要がないと思いますが、働く中小企業の事業主さんを労働者同様、業務災害に対して救済させるため、事前に徴収法に基く特別加入させる制度であります。

以上3点、堅苦しい、あいさつと思いますが、所信を申し上げ新年の詞といたします。

明けましておめでとうございます。

過ぎ去った申年を振り返りますと、年初には長期的な不況から脱した景気回復感がそのまま上昇する気配が、記録的な台風の上陸や、長雨など天候不順があいつぎ、さらに、新潟県中越地震が発生し、水害や地震災害が景気浮揚に影響することとなり、景気の回復感は足踏み状態で終わった感があります。

反面、アテネオリンピックにおける日本選手団の活躍は日本中を沸かせてくれました。

暮れには、紀宮様のご婚約の発表があり、幾分なりとも救われる思いのする明るいニュースであったろうと思います。

さて、連合会では、会員の皆様の深いご理解により永年の念願であった社会保険労務士会館を8月に取得し、ゆるぎない制度発展のための拠点とすることができます。会館は、10階建てで、中央区日本橋本石町にあり、周辺に、日本銀行、三越デパートがあります。今後の会館運営につきましては、会館運営委員会において、順次、進めてまいります。

また、平成11年に内閣に設置された司法制

度改革審議会、それを引き継ぎ平成13年に設置された司法制度改革推進本部のADR検討会の場を通じて、社会保険労務士の専門的知見を活かし、国民の法的ニーズに応えるため、個別労働紛争に係るADR代理権等を関係機関等に要望してまいりましたが、昨年11月に、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」、いわゆるADR法が制定されるとともに、司法制度改革推進本部から「今後の司法制度改革の推進について」のなかで隣接法律専門職種に対するADR代理権の付与の指向性が示され、社会保険労務士にはADR代理権等大幅な権利が認められることとなりました。

5年余に亘り連合会、政治連盟とともに全力で取り組んでまいりました司法制度改革において専門性が認められ司法への参入を果たせることになりますが、そのためには、社会保険労務士法の一部改正が必要であります。

この改正案は、本年の第162回通常国会に司法制度改革関連法案として閣法で提案される見込みでありますが、閣法であっても議員立法同様各党の理解と協力を得ることが必要であります。改正に向けて、政治連盟とともに力を合わせて取り組む所存でありますので、会員各位のご協力をお願いいたします。

社会保険労務士法の一部改正案が成立すれば、今後、ADR代理等に係る能力担保研修等所要の措置を進めていくこととなると思いますが、司法制度改革参入元年としてこのADRの分野におきましても、社会保険労務士の社会的評価を高めるために会員各位と力を合わせて邁進していく所存です。

ADR法は、公布の日から2年6月を超えない範囲内で施行されることとなりましたが、この間に都道府県会の総合労働相談所をADR法に基づく認証ADR機関としてもらうよう努力いたしてまいりました。

各種のADR機関が設立されるなかで、特

に労働紛争に係るADR機関は社会的にその公正性等が問われ、注目されるものになると思いますので、そのための準備をこの期間に十分行っていきたいと考えています。

さらには、現在36%弱である我われ社会保険労務士の事業所への関与率を51.3%まで引き上げるための行動計画として「事業所への関与率向上を図るためのアクション・プラン推進計画」を各都道府県会にお示しいたしました。すでに、地域協議会あるいは都道府県会単位でのアクション・プランに基づく実施計画等を検討中のことと存じますが、このアクション・プランの目的は、関与率の向上を通じて会員の方々の事業基盤の充実強化を図りつつ、我われ社会保険労務士の社会的地位の向上と制度の更なる発展を目指し、平成16年度から18年度までの3カ年度を推進期間として行動するものです。ぜひとも、関与率の向上をめざしつつ、社会保険労務士の社会的貢献を果たしたいと存じます。

そしてまた、電子政府における社会保険労務士制度の進展を図る趣旨に基づき、一昨年の電子認証局の設立以来、常々会員の皆様にご協力をいただいております電子申請手続にかかる電子証明書の取得促進につきましても、なお一層のご協力をお願いいたします。

これら連合会の内外向けの諸活動に加えて、そのほかの斯界を取り巻く厳しい諸情勢についても当然のことながら迅速に対応いたしてまいりましたが、本年におきましても、さらなる発展を目指して迅速かつ原点に立ち返り新たな気持ちで対処していく所存です。

最後に、多くを語る必要がないと存じますが、社会保険労務士の職業倫理にもとる行為は、制度発展の弊害になるばかりですので、心していただきたいと存じます。

会員の皆様方にとって、昨年にも増してより良い年であり、斯界がさらに発展する年となりますことを祈念いたします。



青森労働局

局長 楠葉伸一

新年明けましておめでとうございます。青森県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、平素より労働行政の運営につきまして格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は全国的に地震や台風など自然災害に見舞われましたが、青森県においても台風によって基幹産業である農業が大きな打撃を受けた1年でありました。県内の景気は緩やかな回復を続けているものの、そのテンポは鈍化しており、雇用失業情勢も、求人の動きについては一部に改善の動きは見られますが、全体的には依然厳しい状況が続いております。

このような厳しい経済情勢を反映して、賃金不払や解雇などの申告・相談事案が年々増加し続けており、今後も増加するものと予想されるところです。

本県では少子高齢化の影響も大きく、今後、若年労働力が大幅に減少していくなか、企業経営にとって人材確保が大きな課題になると見込まれます。優秀な人材を確保するためには魅力的な企業づくりが必要であり、労働条件・労働環境の改善が不可欠であります。この点につきまして、各企業に対する社会保険労務士の皆様方による指導・支援に大きく期待申し上げる次第でございます。

私ども青森労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所といたしましても、よりよい労働環境の整備に向けて全職員一丸となって取り組んでいるところであります。

新年を迎えるに当たり、心を新たにして、県民が安心・安全かつ安定した職業生活を送ることができますよう、さらに努力してまいります。

個別労働紛争が多発する時代を迎えて、社会保険労務士の皆様方が関わっていく労務管理業務の比重が増していくなか、労働行政と貴会並びに会員の皆様方との連携が従前以上に不可欠になっていくものと考えているところです。

今後とも労働行政に対するより一層のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会のご発展並びに会員の皆様方の益々のご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

諸会議の開催状況

第2回長期計画検討委員会

とき 7月7日 10:00

議題 長期計画検討課題について

第2回理事会

とき 7月7日 13:00

議題 年間事業の実施について

第1回三役会

とき 8月26日 13:30

議題 1 社会保険関係庁長官表彰及び
青森社会保険事務局長表彰被表
彰者の推薦について
2 当面の諸問題について

第3回長期計画検討委員会

とき 10月5日 10:30

議題 長期計画検討課題について

第1回常任理事会

とき 10月5日 13:00

議題 当面の諸問題について

第4回長期計画検討委員会

とき 10月27日 14:00

議題 長期計画検討課題について

第3回理事会

とき 11月26日 13:00

議題 1 各委員会からの報告
2 長期計画検討委員会答申の受
理について



青森社会保険事務局
局長 佐々木秀樹

新年明けましておめでとうございます。

青森県社会保険労務士会及び会員の皆様方には日頃より社会保険事業運営の円滑な推進に格段のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新年を迎えるにあたり昨年の1年を振り返ってみると、国民年金の未納未加入問題、厚生年金保険の未適用事業所問題や保険料財源の問題等により、国会や有識者会議等での議論が行われ、社会保険庁としても昨年10月に77項目に及ぶ緊急対応プログラムを策定し改革に向けた取り組みを行うなど、社会保険にとりましては激動の1年でありました。

新年を迎えて私どもといたしましては、「社会保険庁は変わります」を宣言し、まず①職員一丸となって年金相談に対しまして、お客様の目線に立ったサービスに努めてまいります。②未適用事業所問題につきましては、職権による適用や一部での「市場化テスト」も予定されていることから、昨年以上に社会保険労務士会及び会員の皆様方のご協力をいただき、適用促進に向けた取組強化を図ってまいります。③国民年金の未納未加入につきましては、これまで以上に戸別訪問等の取組強化を図ってまいりますが、特に会社を退職された方の国民年金への加入の届や被扶養者の異動届等の届出漏れ防止のため、会員各位におかれましては、日頃より様々な機会を通じまして事業主並びに従業員の方々にご説明いただきますようお願い申し上げます。

また、今年はこれ以外にも年金改正の施行や社会保険事業を効率的・効果的に進めるための様々な取組みにチャレンジしなければなりません。

これら事業を適切に進めていく上においては、社会保険労務士会及び会員の皆様方の更なるご支援、ご協力をお願い申し上げるとともに、皆様方のご健勝とますますのご発展を祈念しまして新年のご挨拶いたします。

■ 訃報 ■

五所川原支部 玉熊重郎さん
12月30日逝去（享年88歳）

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

編集後記

昨年1年間を振り返ると、大変な年がありました。風水害、中越地震等、国内が、経済的、社会的に不安のなか、このような災害が発生したことは国民に大変な損失を与えました。

今年こそは、経済的、社会的にもよい年であってほしいものと思います。そのために、私たち社会保険労務士は、社会によい知識を与えて昨年の災難を乗り越え一歩でも前進していきたいと思います。

そこで、倫理綱領を守り、働く人々のため又事業経営者に対する相談・指導について正しい知識を与えていきたいと思っております。

私たちは、これまでさまざまな分野について勉強してきましたが、法改正が次から次と出てくるので大変です。そのためには研修が必要だと思います。

今年こそ、よい年であるよう一生懸命頑張っていきましょう。

広報委員長 境谷